

令和2年11月20日

大三株式会社 行動計画

大三株式会社
代表取締役 藤本 透

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間

2. 内容

目標1：育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知する。

<対策>

●令和3年1月～ 休業取扱通知書を発行しその内容を説明する。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知する。

<対策>

●令和3年1月～ 対象者に対し育児休業に関する各種制度・手続を説明する。

目標3：所定外労働を削減する。

<対策>

●令和3年1月～ 所定外労働時間の実態を把握する。
時間外労働の要因分析・削減案検討・削減取組を実施する。

目標4：年次有給休暇の取得日数を年間一人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

●令和3年1月～ 月毎の年次有給休暇の取得状況を把握する。
年次有給休暇の取得状況により、従業員毎に取得を勧奨する。